

吉備中央町耐震改修促進計画



令和8年3月

吉備中央町

はじめに	1
1 計画の背景等	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の目的等	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	7
2 耐震化の現状と目標	16
3 町が所有する防災拠点となる建築物の耐震化の目標	18
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	19
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	19
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	20
3 地震時の総合的な安全対策に関する事項	22
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	25
5 地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減対策に関する事項	27
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	28
1 方針	28
2 住民に対する防災教育の実施	28
3 教育機関における防災教育の実施	29
4 職員に対する防災教育の実施	29
5 ボランティア活動のための環境整備	29
6 相談体制の整備及び情報提供の充実	29
7 パンフレットの作成、セミナー・講習会等の開催	29
8 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	30
9 自主防災組織の確立	30
10 企業防災の促進	30
11 地震保険の普及啓発	31
12 耐震化のさらなる促進に向けた対応	31
第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施	33
1 耐震改修促進法による指導等の実施	33
2 建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施	34
3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施	35
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	37
1 町が定める耐震改修促進計画に関する事項	37
2 岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進	37
3 関係団体との連携	37
4 その他	37

はじめに

1 計画の背景等

(1) 計画の背景

日本全土では近年立て続けに大きな地震が発生しています。平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い生命が奪われ、このうち地震による直接的な死者5,502人の約9割にあたる4,831人は、住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

大地震の発生と耐震に関する法律や施策の推移

- ・平成 7年 1月：「阪神・淡路大震災」発生
- ・平成 7年12月：「耐震改修促進法」施行
- ・平成16年10月：「新潟県中越地震」発生
- ・平成17年 3月：「福岡県西方沖地震」発生
- ・平成17年 3月：「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」策定（中央防災会議）
- ・平成17年11月：「耐震改修促進法」改正
- ・平成19年 1月：「岡山県耐震改修促進計画」策定
- ・平成20年 6月：「岩手・宮城内陸沖地震」発生
- ・平成22年 3月：「吉備中央町耐震改修促進計画」策定
- ・平成23年 3月：「東日本大震災」発生
- ・平成25年 5月：「耐震改修促進法」改正
- ・平成28年 3月：「岡山県耐震改修促進計画」改定
- ・平成28年 4月：「熊本地震」発生
- ・平成29年 3月：「吉備中央町耐震改修促進計画」改定
- ・令和 3年 3月：「岡山県耐震改修促進計画」改定
- ・令和 3年 3月：「吉備中央町耐震改修促進計画」改定
- ・令和 6年 1月：「能登半島地震」発生
- ・令和 8年 3月：「岡山県耐震改修促進計画」改定

(2) 建築物の耐震化の重要性

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

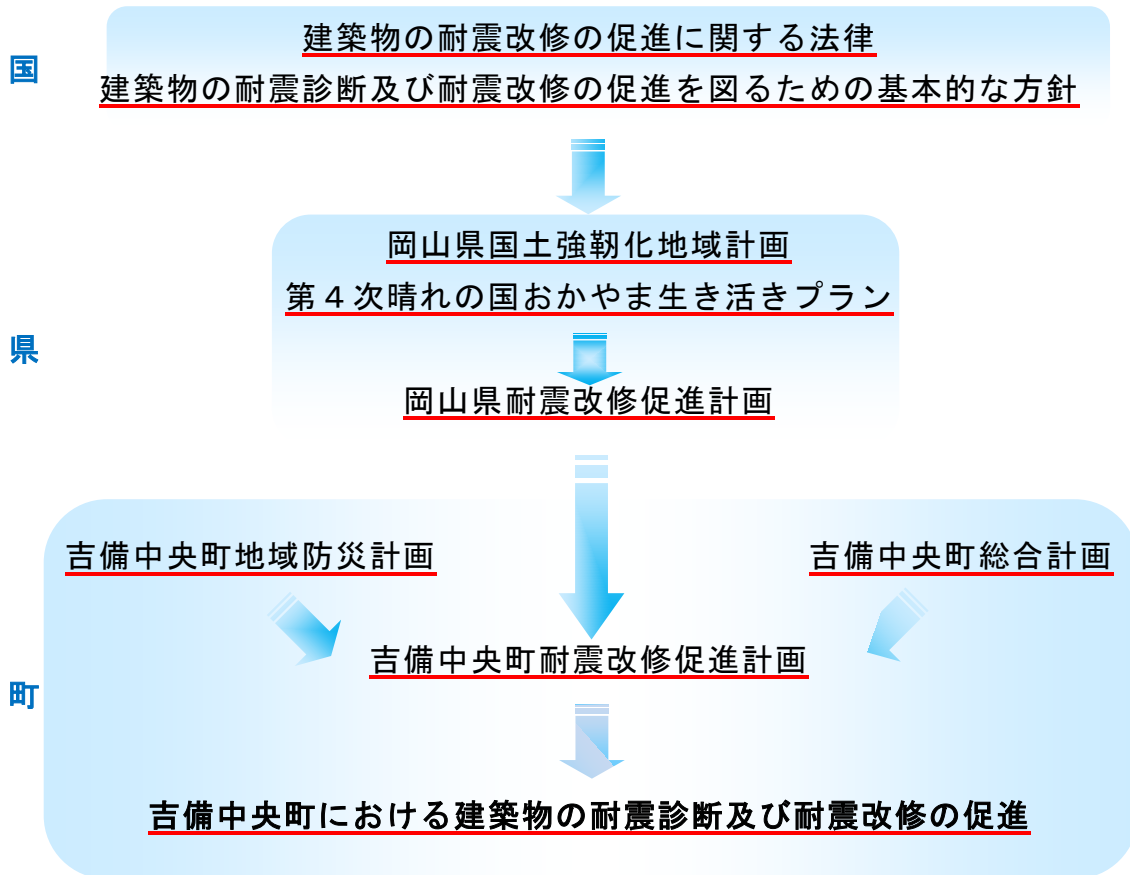
特に建築物の倒壊等の被害は、人的被害を引き起こすだけでなく、① 火災の発生、② 多数の避難者の発生、③ 救助活動の妨げ、④ がれきや廃材の大量発生等、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

2 計画の位置付け

本計画は、「吉備中央町地域防災計画（地震災害対策編）」（令和2年：吉備中央町防災会議）、「第2次吉備中央町総合計画」（平成28年：吉備中央町）を上位計画として、「耐震改修促進法」（平成7年：法律第123号）及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年：国土交通省告示第184号）（以下「国の基本方針」という）に基づき、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

なお、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策については、岡山県が策定した「岡山県耐震改修促進計画」（令和8年：岡山県）に基づき、本町における具体的な取組を計画しています。「岡山県耐震改修促進計画」は「岡山県国土強靱化地域計画」（令和7年：岡山県）、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」（令和7年：岡山県）を上位計画として策定されています。



3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。

「国の基本方針」では、国土強靱化基本計画及び防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における建築物の耐震化の位置づけを踏まえ、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げています。

本計画では、国が掲げる耐震化の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって地震防災対策に取り組むための目標を定めます。また、このような所有者等にとって、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示します。

(2) 計画期間

平成19年の岡山県耐震改修促進計画の策定を受け、平成21年度に本計画を策定し、平成27年度を目標年次として町内全域の耐震診断と耐震改修の促進に取り組んできましたが、本計画を見直し、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間の建築物の耐震化に向けた取り組み方針を定めます。計画期間は岡山県耐震改修促進計画の計画期間が令和8年度から12年度までであることや国の基本方針の目標設定が令和12年であることを踏まえて設定しています。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜耐震化の目標等の見直しを行います。

H18～27年度 (当初策定)	H28～R2年度 (改定)	R3～7年度 (改定)	R8～12年度 (改定)
計画期間(10年)	(5年)	(5年)	(5年)

(3) 耐震化を図る建築物

本計画では、昭和56年5月31日以前に着工しており、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、次の①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組みます。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤です。町民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、災害発生時における道路の通行確保、救助活動、応急復旧活動の迅速化の観点からも、耐震化を積極的に促進します。

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号 別紙1参照）

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建物を、「特定建築物」とします。

特定建築物は、町庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物（別紙1「特定建築物一覧」参照）

③ 防災拠点となる公共建築物

地震時における災害応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等の防災の拠点となる全ての公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。整備にあたっては、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（別紙1参照）」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用により、防災機能の確保を図ります。

④ 要緊急安全確認大規模建築物

（耐震改修促進法附則第3条第1項 別紙1参照）

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している貯蔵場等のうち大規模なものについては、平成27年末までに耐

震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

※令和7年度末現在、吉備中央町に対象となる建築物はありません。

⑤ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第1号）

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物（法第7条第2号）

（※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。）

のうち、耐震関係規定に適合しない建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

本町周辺においては、過去に大規模地震が発生した記録は見当たりませんが、地震の発生の可能性は否定できません。

岡山県内に大きな被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、

①南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）

②断層を震源とする地震（断層型地震）

があります。

本計画で想定する地震は①、②の両方で、岡山県が想定した地震の規模、想定される被害の状況は以下のとおりです。本町では、南海トラフ巨大地震で最大震度5強、断層型地震で最大震度4以下を観測すると想定されています。

(1) 南海トラフ巨大地震

① 想定される地震の規模



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(第1次報告)(平成24年8月29日発表)より抜粋

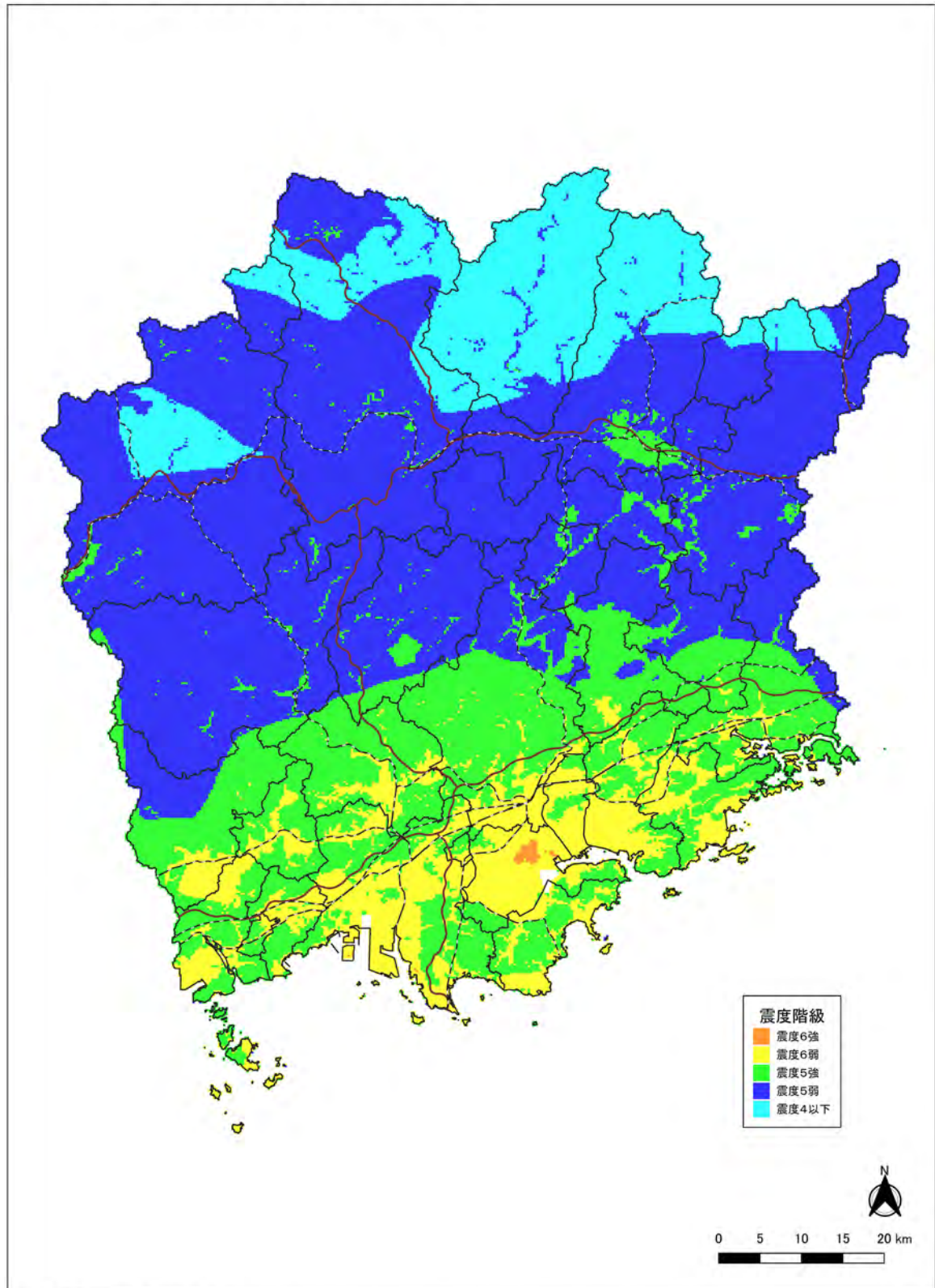
市町村別最大深度【岡山県想定】

震度6強	岡山市(南区)、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市(北区、中区、東区)、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、 吉備中央町	5市4町 1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

岡山県耐震改修促進計画(令和8年3月)に加筆

②震度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定（2025年度）】



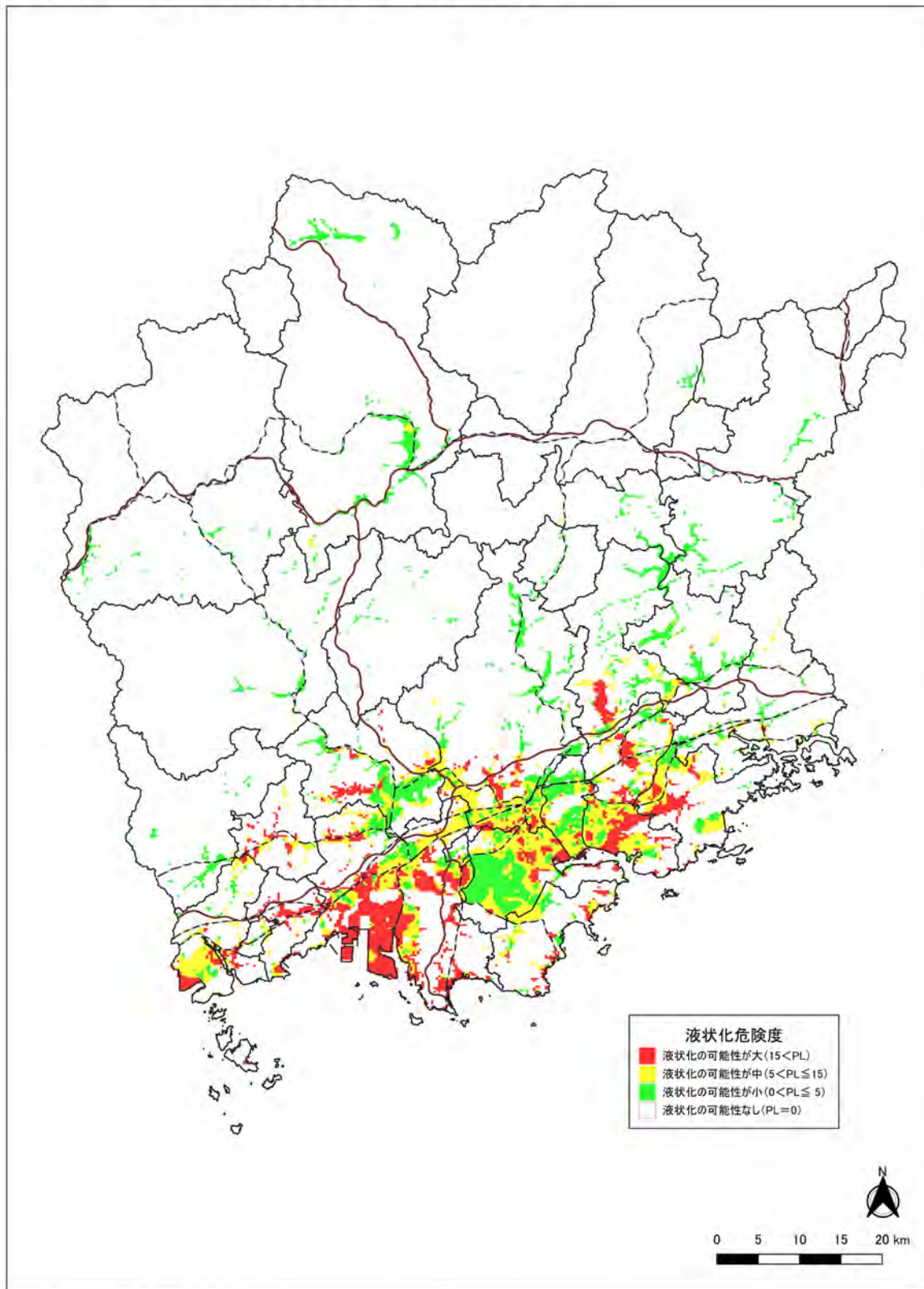
岡山県危機管理課 令和8年2月作成
この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報（行政区画、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

1:400,000

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

③液状化危険度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定（2025年度）】



岡山県危機管理課 令和8年2月作成
この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報（行政区画、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

1:400,000

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

④被害想定

以下の岡山県の被害想定は、国の被害想定に準じて、これまでの検討結果を活用し、南海トラフ巨大地震が岡山県にもたらす可能性のある被害を想定したものです。

ア) 建物被害（被害が最大となるもの）

・冬・18時に発生した場合

要 因	棟 数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
全壊・焼失棟数（棟）	21,742

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合（津波パターン1による）

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

イ) 人的被害（被害が最大となるもの）

・冬・深夜に発生した場合

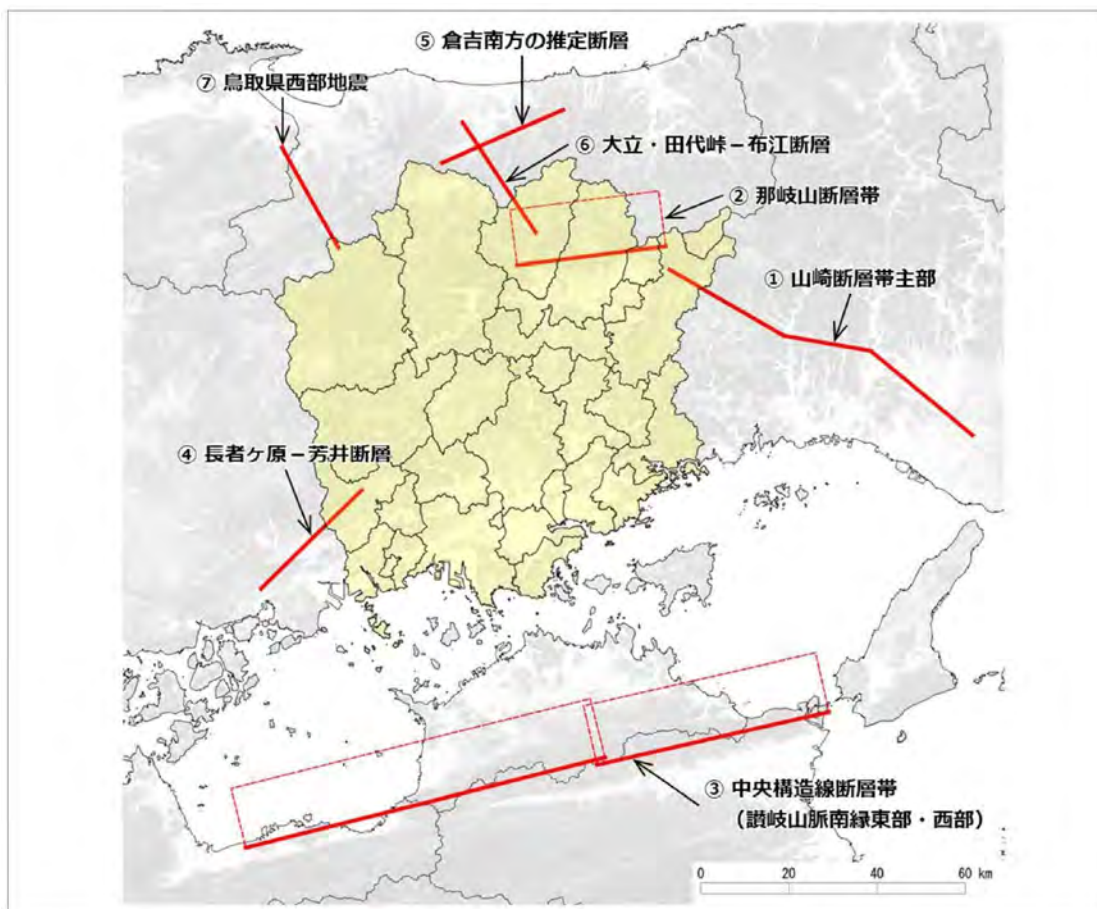
要 因	人 数
建物倒壊	177
急傾斜地崩壊	16
津波	3,585
地震火災	0
屋外落下物等	0
合 計（人）	3,778

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合（津波パターン1による）

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

(2) 断層型地震

①各断層の位置



岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

②各断層型地震の概要

断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原-芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠-布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

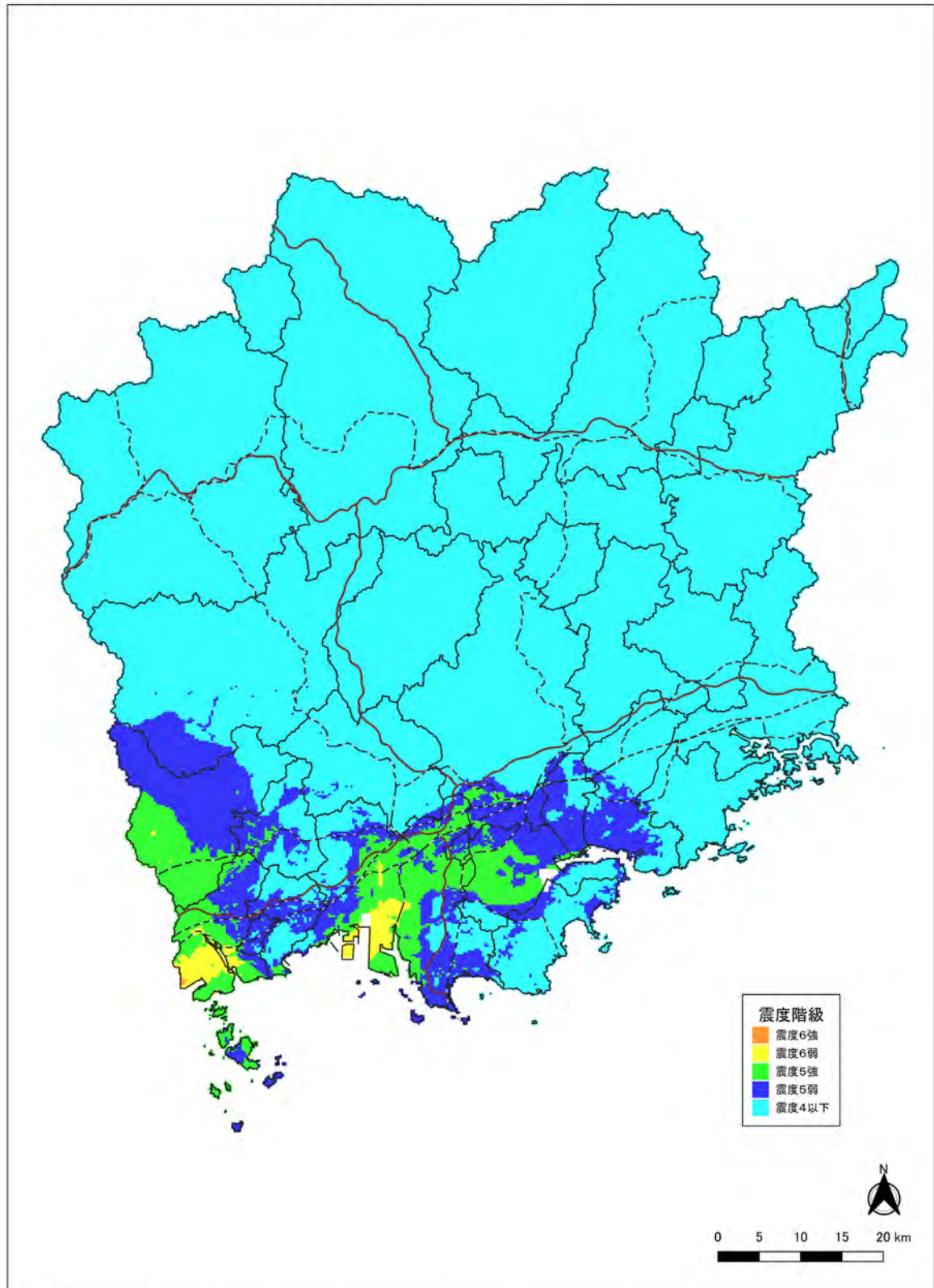
※マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

※発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

③長者ヶ原断層－芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

長者ヶ原－芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定（2025年度）】



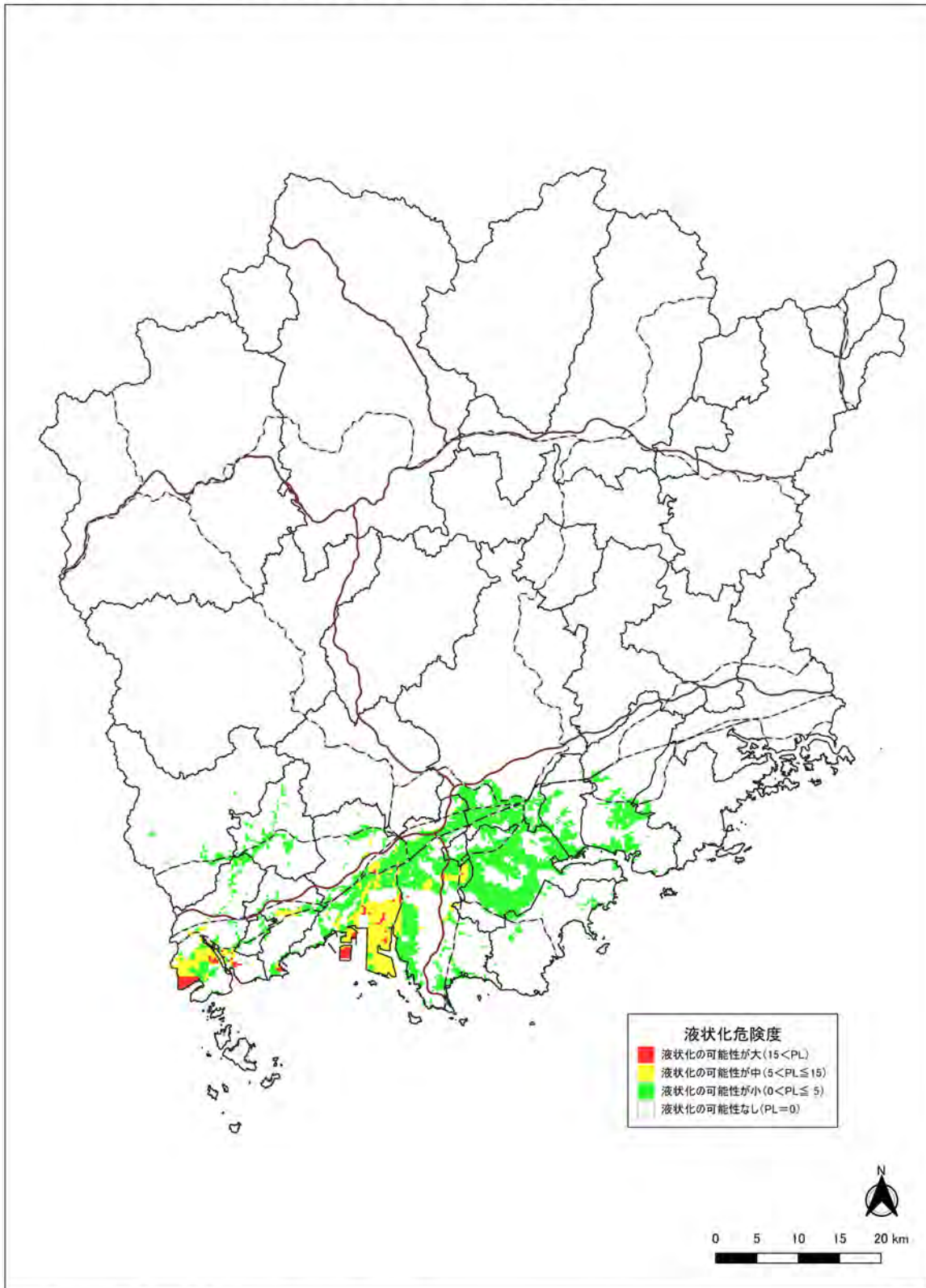
岡山県危機管理課 令和8年2月作成
この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報（行政区域、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

1:400,000

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

④長者ヶ原断層－芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

長者ヶ原－芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定（2025年度）】



岡山県危機管理課 令和8年2月作成
この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報（行政区画、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。

1:400,000

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

⑤被害想定

断層名	最大震度	被害項目 (被害が最大となるケース)		
		建物全壊(棟)	死者数(人)	最大避難者数(人)
①山崎断層帯主部	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		849	23	10,367
②那岐山断層帯	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		96	5	1,716
③中央構造線断層帯	6弱	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		1,560	19	20,478
④長者ヶ原－芳井断層	6強	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		872	6	11,666
⑤倉吉南方の推定断層	6弱	冬・夕	-	正月・夕
		3	0	79
⑥大立・田代峠－布江断層	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		33	2	697
⑦鳥取県西部地震	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		62	3	971

※被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

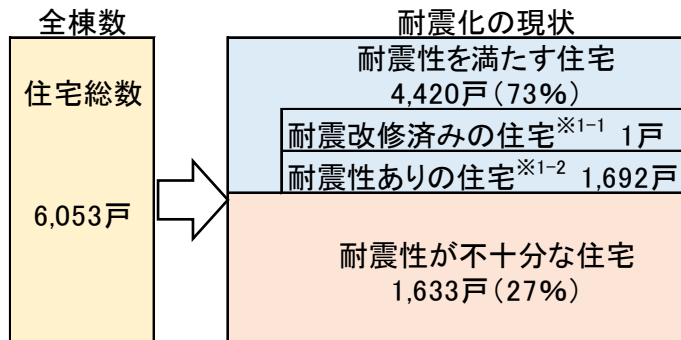
※最大避難者数は、発災後1週間後の数値

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅

令和7年2月現在、本町の住宅総数は6,053戸、うち「耐震性を満たす住宅」は4,420戸(73%)で、「耐震性不十分な住宅」は1,633戸(27%)と推計されます。



本計画では、「国の基本的な方針」及び「岡山県耐震改修促進計画」における耐震化率の目標を踏まえ、町内の住宅の耐震化率の目標値を次のとおり定めます。

区分	当初の耐震化率 (平成21年1月)	H29改定時の耐震化率 (平成28年3月)	R3改定時の耐震化率 (令和2年2月)	現状の耐震化率 (令和7年1月)	当初目標とした耐震化率 (平成27年度末)	H29改定時目標とした耐震化率 (令和2年度末)	R3改定時目標とした耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
住宅	48%	50%	72%	73%	90%	95%	95%	95%

※1-1 令和7年度までに本町に耐震診断の補助金制度を請求し、「耐震性を満たしていない」と診断された後に、耐震工事を行った戸数を集計しています。

※1-2 昭和55年以前の耐震性がある住宅の割合は、住宅土地統計調査(令和2年)を用いて、国の推計方法(令和2年)に準じて集計しています。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の現状の耐震化率は、令和2年度末時点で診断結果を公表している要緊急安全確認大規模建築物のみを対象に算出しますが、令和7年度末現在、吉備中央町に対象となる建築物はありません。

(3) 特定建築物

特定建築物のうち、公共施設の令和6年度末における耐震化率は、これまでの耐震化の進捗により、県有施設は99%、市町村有施設は97%となっています。残る耐震性が不十分な公共施設について、早期に耐震化が完了するよう計画的に取り組めます。

また、特定建築物のうち民間建築物については、耐震性が不十分なものが一定数存在することから、これらの建築物について、耐震化の状況把握を継続して行います。

3 町が所有する防災拠点となる建築物の耐震化の目標

町では、災害時において救助活動の拠点や避難所となる学校、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など、防災上重要な建築物の耐震化は岡山県が設定する目標の耐震化率（令和7年度末）を達成しています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として地震防災対策を捉え、主体的に取り組むことが、目標達成のためには不可欠です。

町は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、地域住民に対して耐震診断の啓発を推進し、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担を軽減する支援制度の整備・構築を促進し、その普及に努めます。あわせて、耐震改修等を行うことができない場合でも、市民の命の安全につながる可能性のある暫定的・緊急的な対策も積極的に促進することとします。

また、耐震化を行しやすい環境の整備など必要な施策を講じると共に、災害時の機能確保の観点から、町が所有する建築物の耐震化への取組を促進します。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く町民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、普及啓発に積極的に取り組みます。同時に、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

（1）補助制度の概要

区分	事業名	補助の対象	補助率等
耐震診断	木造住宅 耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 （1）昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅 （2）構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法 （3）地上階数が2以下のもの	一般診断法にあっては、面積が200㎡以内までは、80,000円、200㎡を超えるものにあつては、100㎡まで達するごとに8,000円を加算した額とする。それ以外については、補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
	戸建住宅 耐震診断事業	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる建築物以外の1戸建て住宅	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
	建築物 耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された建築物で町内に存する民間のものであつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する建築物 （1）1戸建て以外の住宅 （2）指示対象物件 （3）上記以外の建築物	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物は3,000,000円、その他の建築物は1,500,000円を限度とする。
耐震改修	木造住宅 耐震改修事業費	（1）町内に存する民間のものであること （2）昭和56年5月31日以前に着工され、かつ2階建て以下であること。 （3）耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 （4）耐震改修工事の計画が耐震基準を確保されることについて、岡山県建築物耐震診断等評価委員会の評価を受けたものであること。	補助対象経費以内の額。ただし、一住宅につき460,000円を限度とする。

吉備中央町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年：吉備中央町）
（令和7年4月時点の概要であり、今後変更される場合があります）

(2) 税制の特例措置の概要

耐震改修促進税制として、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置があります。また住宅ローン減税による所得税の減税措置があります。

〔 国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html
国税庁 HP <https://www.nta.go.jp> 〕

(3) 融資制度の概要

一定の条件を満たす場合、耐震改修工事にかかる費用について、住宅金融支援機構と提携している金融機関による融資を受けられます。

耐震改修の融資は、個人向け、マンション管理組合向け、事業者向けがあります。

特に、個人住宅の高齢者向け（満60歳以上）の融資では、返済特例として、毎月の支払いを利息のみ（条件によっては、無利子化低利子化も可能）とし、利用者の死亡時に一括返済又は担保物件の売却によって元金を返済する制度（リバースモーゲージ型住宅ローン）があります。

〔 住宅金融支援機構HP <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html> 〕

3 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 木造住宅の地震からのリスクを低減するための方策

大地震に対する安全性を確保するためには、耐震改修等により耐震基準を満たす住宅に済むことが最も重要です。

一方で、所有者の資力等の要因より、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、部分的な耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドといった、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策も有効であり、こうした効果的な取組について、一層の普及啓発を図ります。

(2) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、更に平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震及び平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。このため、これらに関する改善指導を県と連携して行います。

安全対策	内容
(1) ブロック塀等の倒壊防止	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀等の倒壊の危険性、補強等の必要性を周知します。・正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。・通学路や避難路沿道を中心に必要に応じて改善指導を行います。・耐震関係規定に適合しない法第7条第二号（令第4条第二号）のブロック塀等の耐震化を促進します。
(2) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止	<ul style="list-style-type: none">・窓ガラス等の破損や落下の危険性を周知します。・施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善等に関する普及徹底を図ります。・屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図ります。・通学路や避難路沿道を中心に必要に応じて改善指導を行います。
(3) 天井等の非構造部材の安全確認	<ul style="list-style-type: none">・建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促します。・適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。・特定天井※のについて脱落防止対策に係る新たな技術基準（平成26年4月1日施工）が適用されることとなりました。定期調査報告等を活用して特定天井※の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

<p>(4) エレベーター及びエスカレーター安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図ります。 ・必要に応じて改善指導を行います。 ・平成26年施工の建築基準法施工令等の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行います。
<p>(5) 家具類の転倒防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止を呼びかけます。 ・家具の固定方法等についてパンフレットの作成・配布等を通じて普及徹底を図ります。
<p>(6) 給湯器の転倒防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

※高さ6m超、水平投影面積200㎡超の吊り天井等

(2) 災害予防対策

① 広域的応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、町の機関だけでは対応できない事態が想定されるため、町は、広域の応援体制の強化に努めます。

② 情報・通信施設・設備等の整備

町及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務を迅速かつ的確に実施できるよう、施設・設備等の充実に努めます。

③ 消防・水防体制の整備

町は、大規模な災害から人命及び財産を保護するため、消防組織及び水防組織、資機材の整備を図ります。

④ 救助・救急・医療体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者、傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医療機関等の関係機関と連携を図り体制の整備を図ります。

⑤ 避難体制の整備

被災者が円滑に避難できるよう、町は、避難地、避難所、避難路をあらかじめ指定し、標識等の設置、防災マップ等により住民に周知するとともに、避難の運営体制等についてあらかじめ定め、円滑な避難所の運営を行います。

⑥ 災害時要援護者の安全確保

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者が被害に巻き込まれる危険性が高いため、町は、災害時要援護者の安全確保対策の充実に努めます。

⑦ 食糧・飲料水・生活必需品の確保

災害時に円滑に食料・飲料水・生活必需品を調達・配布できるよう、町は、食料・飲料水・生活必需品の備蓄、調達体制の整備に努めます。

⑧ 文化財の保護

文化財の保護のため、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図ります。

⑨ 市街地の防災対策の推進

市街地における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、市街地の防災対策を進めます。

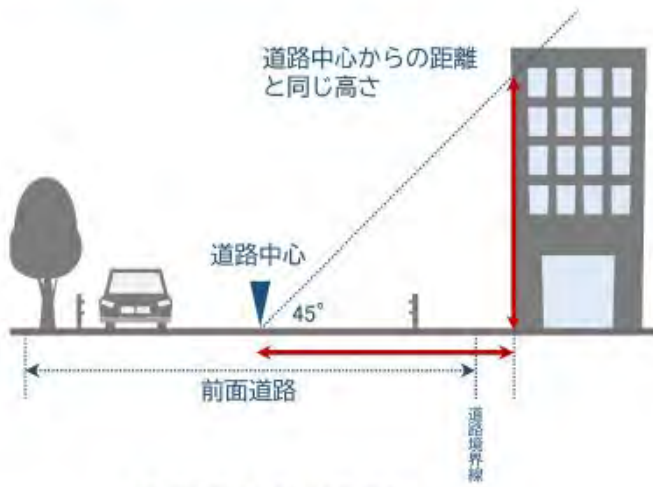
(3) 地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受けた場合には、余震や降雨などによる二次災害を防止することが重要です。このため、町は岡山県震災建物応急危険度判定士登録制度を活用して県に判定士の派遣を要請し、被災住宅等の危険度判定を速やかに行います。また、被災建築物・被災宅地の災害対策本部等を設置し、必要な措置を講じます。

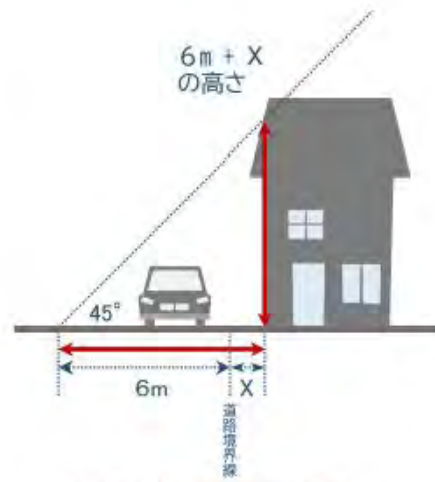
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

岡山県では、平成8年10月に策定（令和7年3月改定）した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められています。よって、町では災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による走路災害の発生を防止するため、道路施設の安全性向上のための整備を促進します。

対象となる沿道建築物

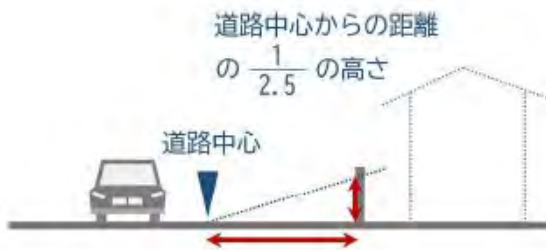


前面道路幅員12m超の場合



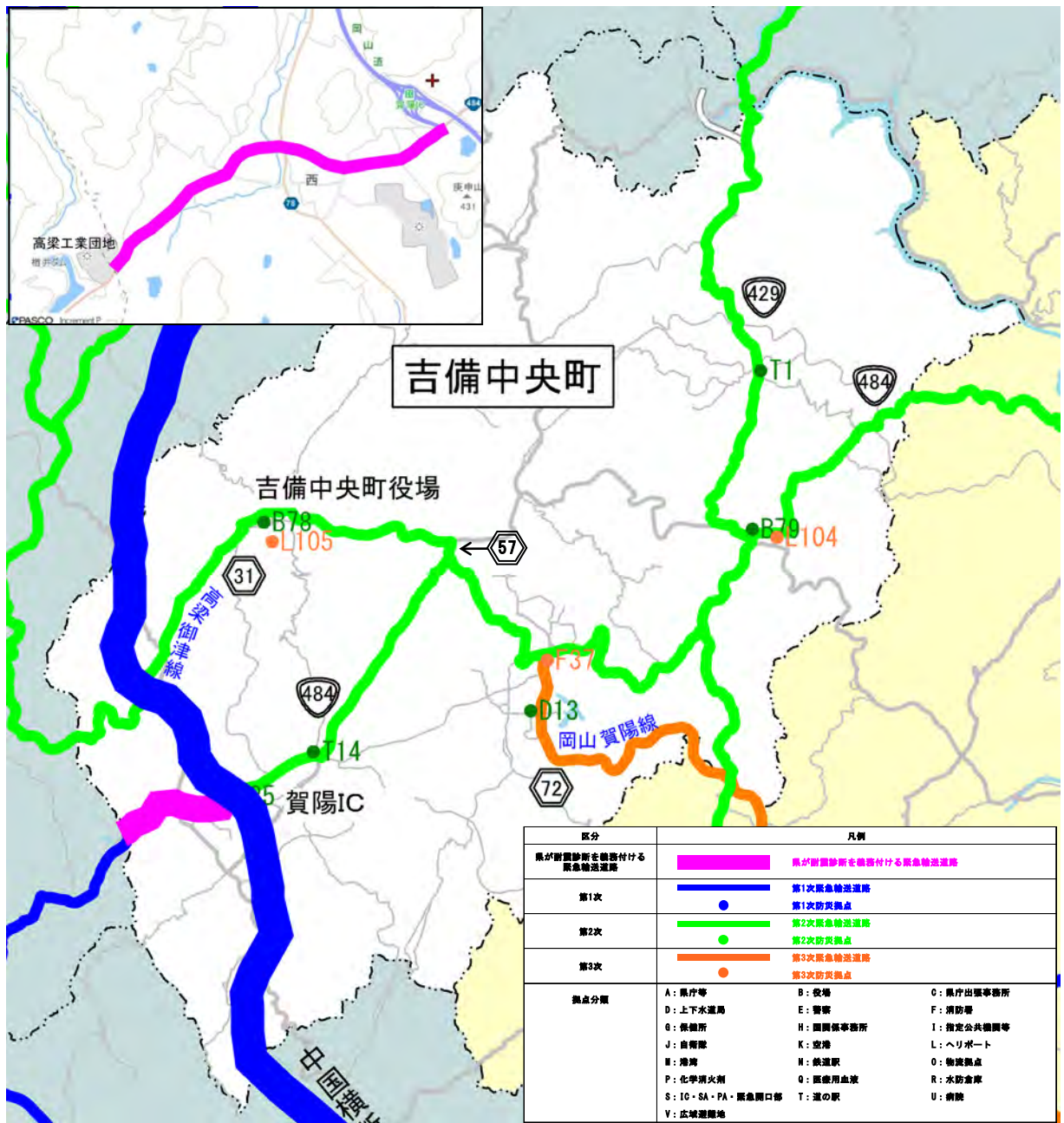
前面道路幅員12m以下の場合

対象となるブロック塀等(建物に附属するもの)



〔高さ80cm超 かつ 長さ25m超
S56年5月以前の旧耐震基準で築造されたもの〕

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋



岡山県緊急輸送路ネットワーク計画(平成31年3月)(岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)に加筆

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減対策に関する事項

(1) 土砂災害対策の推進

土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、危険箇所の周知、砂防施設の整備、警戒避難体制の整備、盛土緊急対策事業、宅地耐震化推進事業等の活用をすすめます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 方針

町は、学校教育及び各種の広報媒体を活用して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発を図り、住民の防災意識の高揚に努めます。

2 住民に対する防災教育の実施

(1) 広報活動の実施

岡山県は、緊急輸送路のうち県が管理する優先確保ルートの沿道における「緊急輸送道路沿道揺れやすさマップ」（平成20年）を作成・公表しています。また、国土地理院の重ねるハザードマップにおいて、緊急輸送路道路沿道建築物の耐震化状況マップを公表しています。

町は、町民の家屋の耐震化をはじめとする地震への備えや防災活動への取り組みを促進するため、これらのマップを活用して吉備中央町の地震に対する災害特性を反映した「地震ハザードマップ」、パンフレット等を作成し、その普及に努めます。

併せて、地域のイベントに防災コーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図ります。

(2) 非常持出品等の備蓄の普及

町は、広報紙、パンフレット等により、災害時に必要な食料、飲料水、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）等を周知し、家庭内備蓄の普及に努めます。

(3) 避難に関する啓発

町は、広報紙、パンフレット等により、避難場所、避難路、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等について周知し、防災意識の高揚に努めます。

(4) 災害時要援護者に対する対応

高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊産婦等の災害時要援護者は、災害時において地域住民の支援が必要なことから、町は、民生委員等と協力し、助け合える地域づくりに努めます。

3 教育機関における防災教育の実施

小・中学校及び幼稚園等の教育機関の管理者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努めます。

4 職員に対する防災教育の実施

町は、防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等を実施し、災害関係法令及び災害時の活動方法等、防災に関する防災教育を行います。

5 ボランティア活動のための環境整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳・翻訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておきます。また、登録された専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行います。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

町では、建設課を相談窓口として、耐震診断等事業費補助金の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じております。また、ホームページを通じて、最新の情報を提供するよう努めます。

7 パンフレットの作成、セミナー・講習会等の開催

町は、国や県及び本町が作成した木造住宅の耐震化を促進するパンフレットや木造住宅の安価な耐震改修工法の事例を紹介するパンフレット等を活用し、住宅の耐震診断等の普及啓発に努めます。また、県や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会、耐震シェルターや防災ベ

ッドの展示会の開催を通じて、耐震改修の有効性、耐震診断及び耐震改修、地震から命を守る方策の普及啓発を行います。

8 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、省エネ化やバリアフリー化等のリフォーム、増改築等は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を行うことは、別々に工事を行うよりも、費用負担、工期の面でより効果的です。

このため、県と協力して住宅リフォームフェア、住宅セミナー、耐震改修事例を掲載したパンフレット等を通じて、これらの工事と併せて耐震改修工事を行うよう、建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行い、耐震改修の助成制度の活用についても周知します。

9 自主防災組織の確立

被害の軽減を図るためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要です。町は、地域住民による自主防災組織、事業所等の防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を推進します。

10 企業防災の促進

町は、事業所の管理者に次に示す防災活動の推進に努めることを促進します。

- ・ 自主的に事業所の防災活動を行うための組織の整備
- ・ 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の認識
- ・ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定
- ・ 防災体制の整備
- ・ 防災訓練
- ・ 事業所の耐震化
- ・ 予想被害からの復旧計画策定
- ・ 各計画の点検・見直し等の実施

また、町は、県等の関係機関と連携し、事業所における防災意識の高揚、地域の防災訓練への参加呼びかけ、防災に関する支援等を実施し、事業所の防災力の向上に努めます。同時に企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災協力協定の積極的な締結に努めるとともに、企業防災への取り組み

に資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組みます。

11 地震保険の普及啓発

地震により建築物が倒壊や破損した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県と協力して地震保険そのものだけでなく、現行の耐震基準に適合していることの確認や住宅性能表示制度による割引制度の普及啓発に努めます。

12 耐震化のさらなる促進に向けた対応

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定（以下、「現行基準」という。）に適合しない住宅や小規模建築物を含む全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されました。

現行基準では、木造住宅の接合部の仕様等が明確化され、これに適合して建築されたものは、地震による倒壊・崩壊のおそれが低いとされています。このことから、昭和 56 年 6 月 1 日の新耐震基準導入以降、平成 12 年 5 月 31 日までに建築された木造住宅について、リフォーム等の機会をとらえた耐震性能検証の実施に努めるよう、所有者等への普及啓発を図ります。

（参考）耐震性能検証法

在来軸組構法による木造住宅のうち平家建て又は 2 階建てのものを対象とした、必要壁量が強化された新耐震基準に適合していることを前提に行う効率的な耐震診断方法

また、現在建築物を所有している県民だけでなく、県内の建築物を所有する可能性のある移住希望者に対しても情報を届けるよう、従来実施してきた講習会やパンフレット、動画等に加えて、県や市町村が様々な情報発信を行っている SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し、より一層の普及啓発を行います。

（参考）県や市町村が様々な情報発信を行っている SNS 等

・晴れの国おかやまチャンネル（岡山県公式 YouTube チャンネル）

- ・おokayamaの土木・建築（岡山県土木部 facebook）
 - ・岡山県移住ポータルサイト「おokayama晴れの国ぐらし※」
- ※県内 27 市町村と県から、移住・定住を検討されている皆様へ情報を提供しています。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

1 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である岡山県は、次の（１）から（３）までに掲げる建築物の区分に応じ、所有者に対して適切に指導等を行います。

町は、民間特定建築物の台帳整備を行うと共に、県と連携して特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

（１）耐震診断義務付け対象建築物

特定建築物（別紙１参照）の所有者に対して、所管行政庁は、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第８条第１項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

所管行政庁は、報告を受けた耐震診断の結果について、とりまとめた上でホームページ等で公表します。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、建築物の所有者に対して、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

（２）指示対象建築物

耐震改修促進法第15条第２項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者に対して、所管行政庁は、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(3) 指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）及び法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物（以下「指導・助言対象建築物」という。）の所有者に対して、所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を実施するよう努めます。

2 建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施

耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、次の措置を行います。

- ア 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物
建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令
- イ 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上危険若しくは著しく保安上危険となるおそれがある建築物
建築基準法第9条の4の規定に基づく指導、助言又は同法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令

3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者に周知し、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めます。

(1) 計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）

耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、その耐震改修の計画について、所管行政庁に対し、計画の認定を申請することができます。所管行政庁は、その耐震改修計画の内容が、耐震改修促進法の基準に適合している場合は、その耐震改修の計画を認定します。

認定を受けた建築物は、建築基準法の規定の特例を受けることができます。

（受けられる建築基準法の規定の特例）

- ・ 既存不適格建築物の制限の特例
- ・ 耐火建築物の制限の特例
- ・ 容積率の制限の特例
- ・ 建ぺい率の制限の特例
- ・ 建築確認申請の特例

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震改修促進法第22条第2項）

建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。

認定された場合は、当該建築物や広告、契約に係る書類、宣伝用物品などに認定を受けている旨の表示ができることになり、建築物の利用者が、容易に当該建築物の耐震性の有無を確認することができます。

新耐震基準・旧耐震基準の別、用途、規模を問わず、全ての建築物が認定申請の対象となっています。

※右は認定プレートの例
(掲示は建築物の所有者の任意となっ
ています。)



(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (耐震改修促進法第25条第2項)

耐震診断が行われた区分所有建築物（マンション等）の管理者は、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができ、認定を受けた区分所有建築物は、共用部分の変更に必要な決議要件を、通常の集会の決議（過半数）によることができる制度です。

建物の区分所有等に関する法律（法第17条第1項）では、耐震改修工事等により、共用部分において形状又は効用の著しい変更を伴う場合、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の集会の決議が必要とされ、耐震改修の必要性はあっても、決議を得ることが難しく工事を実施できない場合があります。

この認定制度は、決議要件を緩和することにより、円滑な耐震改修の実施につなげようとするものです。

(参考) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(令和8年4月施行)
耐震性が不足しているとして特定行政庁が認定したマンションについては、区分所有者等の3/4以上の賛成で、建替え、建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊しが可能です。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 町が定める耐震改修促進計画に関する事項

本計画で定めた目標の達成に向け、特に住宅に関して、耐震化を強力に推進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、積極的な取り組みを推進することが望まれます。（吉備中央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 別紙4参照）

2 岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進

町では、岡山県及び県内全市で構成、設置されている「岡山県建築物耐震対策連絡会議」における目標の達成状況の把握、施策の追加及び見直し協議等を踏まえ、本計画の着実な推進を図ります。

3 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、（一社）岡山県建築士会、（一社）岡山県建築士事務所協会、（一社）日本建築構造技術者協会中国支部、県内建築関係団体や岡山県住宅リフォーム推進協議会等の各種協議会、NPO、町内会、自主防災組織等との協力と連携体制を発展するように努めます。

4 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

特定建築物一覽表

用途		指導・助言対象建築物	指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物
		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条) ※下記のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象建築物となります。 (法第16条)	指示(※)対象となる特定既存耐震不適格建築物 (法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
多数の者が利用する建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	幼稚園、保育所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	政令で定める数量(別紙2参照)以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	

※耐震改修促進法15条第2項に基づく指示

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

岡山県耐震改修促進計画(令和8年3月)より抜粋

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		30トン
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
第5号	マッチ		300マッチトン※
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）		2万立方メートル
第7号	圧縮ガス		20万立方メートル
第8号	液化ガス		2,000トン
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		20トン
第10号	僕物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200トン

※マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg

岡山県耐震改修促進計画（令和8年3月）より抜粋

資料3 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等*:管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局 等】
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く) 等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部 等】
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

*危険物を貯蔵する等を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、重要度係数(I)を設定。
- 2) 構造体の保有水平耐力(Qu)は、必要保有水平耐力(Qun)に重要度係数(I)を考慮した値以上であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

- ・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
- ・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の層間変形角は、原則として、制限値以下とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

- ・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波設計計画基準(第2編第2章)：
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準：
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料：
<https://www.mlit.go.jp/common/001396999.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外部及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II類 以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署 等	○建築非構造部材 A類 ○建築設備 甲類(災害応急対策活動拠点) 乙類(避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

吉備中央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

本町では、令和8年3月に吉備中央町耐震改修促進計画を改定し、令和8年度における住宅の耐震化率の目標値を95%とした。

この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、吉備中央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは吉備中央町耐震改修促進計画第5章1に基づき策定する。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、吉備中央町全域とする。

4. 取組内容・目標・実績

(1) 計画

	令和8年度取組内容	令和8年度目標
計 画	【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii) 住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施 【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等に関する折込みチラシを入れて、吉備中央町全戸に配布	・住宅に対する耐震診断 補助戸数：5戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：1戸
	ii) 耐震診断の実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話連絡等により、耐震改修を促進 iii) 改修事業者の技術力向上 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県主催） ・県ホームページに耐震改修事業者リストを公表 iv) 耐震化普及啓発の実施 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知 ・リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知	過去3年間の実績 令和5年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：1戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：0戸 令和6年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：0戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：0戸 令和7年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：5戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：0戸

(2) 自己評価

令和9年度に、令和8年度の取組実績を公表し、課題と改善策を検討する。